

飼育動物診療施設（往診のみ）を開設される方へ

姫路家畜保健衛生所衛生課
朝来家畜保健衛生所衛生課
淡路家畜保健衛生所衛生課

開設届には、下記の書類が必要です。開設されてから10日以内の届出が必要です。

記

- 1 飼育動物診療施設開設届（様式は別添のとおり）
- 2 診療施設の構造設備の概要及び平面図
（調剤を行う施設等の構造設備がある場合 様式は別紙1、別紙2）
- 3 開設者が法人である場合は定款または寄付行為の写し
- 4 診療施設付近の見取図（別紙3 診療施設付近の概略地図を添付下さい）
- 5 診療の業務を行う獣医師の免許の写し

飼育動物診療施設開設届

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

〒
住 所
氏 名

獣医療法第3条に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）
獣医師免許 有 ・ 無
氏名（名 称）
住所（所在地）
- 2 診療施設の名称、所在地及び電話番号
- 3 往診診療の業務を開始した年月日 年 月 日
- 4 診療用器機等の種類及び所有・借受けの別
覚せい剤取締法第2条第5項に規定する覚せい剤原料
（ 無 ・ 有〔別紙〕 ） （ 自己所有 ・ 借受け ）
麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項に規定する麻薬及び同上第6号に規定する向精神薬
（ 無 ・ 有〔別紙〕 ） （ 自己所有 ・ 借受け ）
エックス線装置（定格出力の管電圧が10kV以上、1000kV以下の診療用エックス線装置）
（ 無 ・ 有〔別紙〕 ） （ 自己所有 ・ 借受け ）
- 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図
（調剤を行う施設等の構造設備がある場合） （様式 別紙1、別紙2）
- 6 管理者の氏名及び住所（往診診療者が獣医師であって診療用器機等を管理しているときはその旨）
氏 名
住 所
- 7 診療の業務を行う獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴（獣医師免許証の写しを添付）
- | 氏 名 | 年 齢 | エックス線診療従事の有無 | エックス線診療に関する経歴 |
|-----|-----|--------------|---------------|
| | | | |
- 8 診療業務の種類 往診診療（対象動物 産業動物 犬・猫等 その他）
- 9 開設者が法人である場合にあっては、定款または寄付行為
- 10 診療施設付近の見取図（別紙3）

診療施設の構造設備の概要

主要設備の概要	数	形式又は構造及び性能等

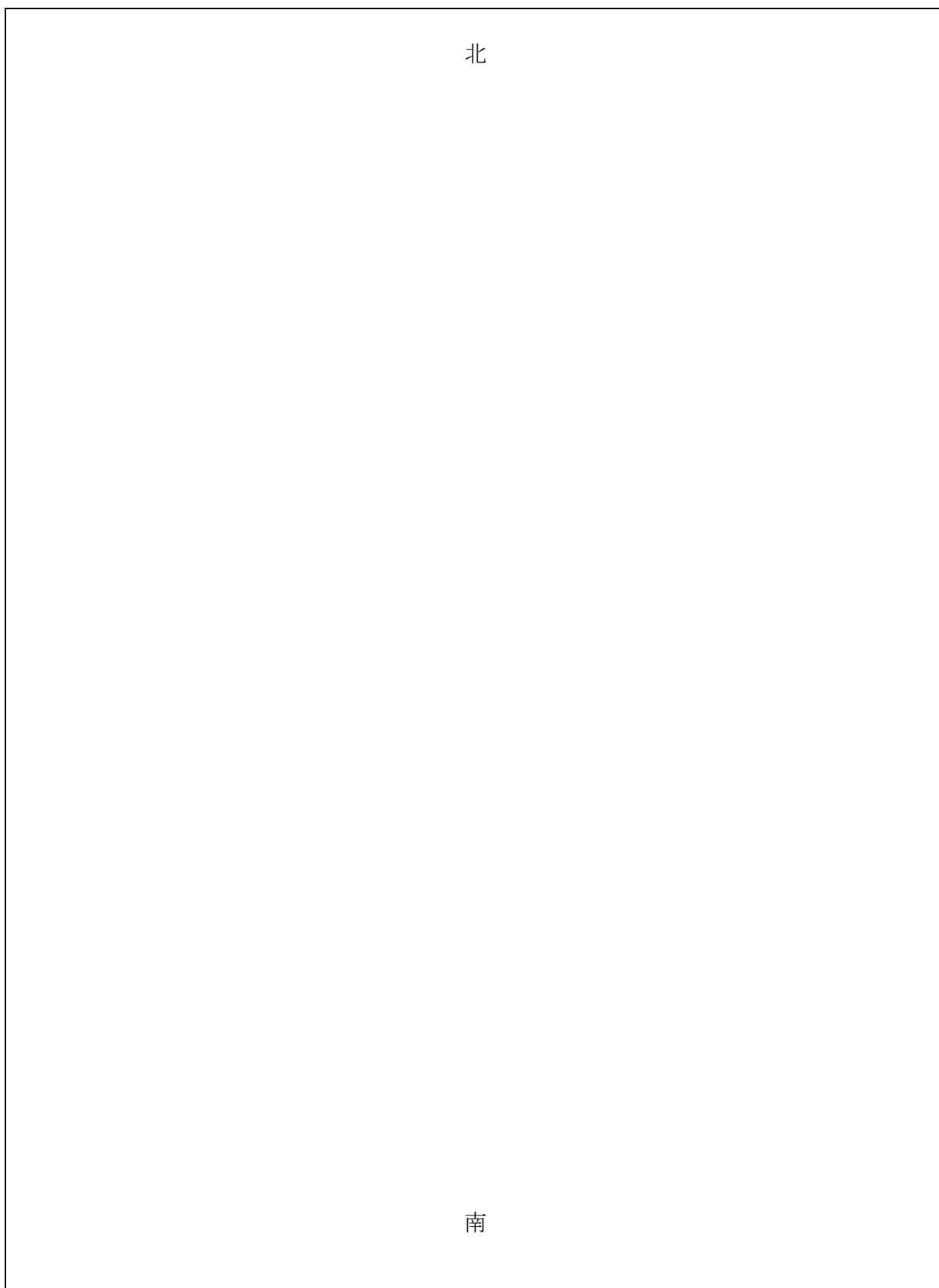
記入にあたっての参考

別紙 1

診療施設の構造設備の概要

主要設備の概要	数	形式又は構造及び性能等
記入例		* 製造・販売メーカーの名称等記載下さい。
けい留施設		
・ 檻	1	
・ ケージ	5	
隔離施設		
・ 隔離室	1	
・ 隔離ゲージ	5	
消毒設備	1	
・ オートクレーブ	1	
・ 紫外線殺菌器	1	
・ ガス滅菌器		
調剤施設		
・ 医薬品庫	2	
・ 薬品冷蔵庫	1	
・ 調剤台	1	
手術施設	1	
・ 手術台	1	
・ 心電計	1	
・ 吸入麻酔機	1	
・ 手術用器具		
診察・処置施設		
・ 診察台	1	
・ 生化学分析装置	1	
・ 自動血球計算機	1	
・ 顕微鏡	1	
・ 血液遠心機	1	
・ 遠心機	1	
・ シャウカステン	1	
・ 流し台	1	
X線施設・暗室		
・ レントゲン撮影機	1	
・ 自動現像機	1	
・ 流し台	1	

診療施設の平面図



診療施設付近の見取り図

